

# 見本

## 離婚届

年 月 日届出

長

受理	年 月 日	発送	年 月 日
受理	年 月 日	長印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票 住民票 通知

(よみかた)	ふじさわ	よしゆき	ふじさわ	みその
氏名	藤 沢	善 行	藤 沢	みその
生年月日	昭和63年 5月 5日		平成3年 3月 3日	
住 所	神奈川県藤沢市朝日町 1番地 1号		神奈川県藤沢市片瀬海岸 7丁目 7番地 7号	
(住民登録しているところ)	エクセリオン藤沢505 世帯主の氏名 藤 沢 善 行		世帯主の氏名 藤 沢 みその	
本 籍	神奈川県藤沢市朝日町 1番地		神奈川県藤沢市片瀬海岸 8丁目8番	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 藤 沢 善 行			
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 (他の養父母は その他欄に 書いてください)	夫の父	藤 沢 太 平	続き柄	妻の父 横 浜 忠 夫
	母	川 崎 幸 子	二 男	母 横 浜 久 美 子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 請求の認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	神奈川県藤沢市片瀬海岸7丁目7番地		(よみかた) 横 浜 みその	筆頭者の氏名
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 藤 沢 桜、藤 沢 花		
同居の期間	平成25年11月から (同居を始めたとき)		平成31年1月まで (別居したとき)	
別居する前の住 所	神奈川県藤沢市片瀬海岸7丁目7番地 7号			
別居する前のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>			
夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業	
そ の 他				
届 出 人	夫	藤 沢 善 行	妻	藤 沢 みその
署 名 押 印	藤 沢 善 行		藤 沢 みその	
事 件 簿 番 号				

住所を定めた年月日	電話 ( ) 番
夫 年 月 日	自宅・勤務先・呼出 方
妻 年 月 日	携帯 ●●●-△△△△-★★★★

### 記入上の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
届書は1通でさしつかえありません。  
この届書を本籍でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または、全部事項証明が必要ですから、あらかじめ用意してください。  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 印	片 瀬 花 子 (片瀬)
生 年 月 日	昭和63年 1月 7日
住 所	神奈川県藤沢市片瀬8丁目 8番地 8号
本 籍	神奈川県藤沢市片瀬 8丁目8番
署 名 印	大 庭 太 郎 (大庭)
生 年 月 日	昭和6年 6月 6日
住 所	神奈川県藤沢市大庭 6666番地 6番
本 籍	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番

婚姻をしたとき氏を変えた方は、原則、婚姻前の氏にもどります。基本的には婚姻前の「もとの戸籍にもどる」こととなりますが、本人の希望により「新しい戸籍をつくる」こともできます。

- ◎もとの戸籍にもどる場合  
→婚姻前の本籍地および筆頭者を記入してください。
- ◎新しい戸籍をつくる場合  
→希望する本籍地を記入してください。筆頭者の氏名欄には婚姻前の氏にもどった氏名を記入してください。

★「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)  
婚姻をした時に氏を変えた方は、離婚によって婚姻前の氏にもどるのが原則ですが、**婚姻当時の氏をそのまま使用することもできます。**この場合、離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出が必要になります。  
・届出期間…離婚の日から3か月以内  
(裁判離婚の場合は調停・和解の成立、審判・判決の確定の日から3か月以内)  
→離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」を出す場合は婚姻前の氏にもどる者の本籍欄には何も書かないでください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。  
 面会交流について取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。  
 養育費の分担について取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
養育費：経済的に自立していない子(例えばアルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)) にも掲載されています。

ご不明な点がございましたら、戸籍事務担当までお問合せください。

藤沢市役所 市民窓口センター 戸籍事務担当  
TEL 0466-25-1111 (内線2543)  
藤沢市役所ホームページ <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>

